

広島県告示第四百三十四号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定によつて、国土調査の
成果を次のとおり認証した。

平成三十年五月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行った者の名称

山県郡北広島町

二 調査を行った期間

平成二十六年五月から平成二十九年二月まで

三 成果の名称

山県郡北広島町地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

山県郡北広島町新庄の一部

五 認証年月日

平成三十年四月二十五日